

議案第 6 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

(別紙) 議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見

教義第10170号

平成19年2月6日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖 縄 県 知 事



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」について貴委員会の意見を求めます。

# 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正 する条例（案）

平成19年2月議会（定例会）

教育庁義務教育課

## 条例案の概要の説明

部課名 教育庁義務教育課

### 1 件名

沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）により教育職員免許法の一部が改正され、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校の教員免許状となることに伴い、当該免許状に係る新教育領域の追加の定めに関し新たな事務が生じることから、当該事務に係る手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正する必要がある。

### 3 改正案の概要

- (1) 普通免許状及び臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めに関する事務について手数料の徴収根拠及び額を定める。（別表関係）
- (2) 条例は、平成19年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条及び第228条
- (2) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）第2条

### 5 関係各課との調整状況

財政課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

## 沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、再交付等」を「若しくは再交付若しくは新教育領域の追加の定め」に改める。

別表教育職員臨時免許状授与手数料の項の次に次のように加える。

教育職員普通免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）	1件につき1,700円

### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年〇月〇日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 理 由

教育職員免許法の一部が改正されたことに伴い、特別支援学校の教育職員の普通免許状及び臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めに関する事務について手数料の徴収根拠を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県教育委員会関係手数料条例（平成12年沖縄県条例第55号）新旧対照表

改正案

現行

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、登録、承認等を申請する際又は免許状の授与、書換え若しくは再交付若しくは新教育領域の追加の定めを受ける際に納付しなければならない。

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、登録、承認等を申請する際又は免許状の授与、書換え、再交付等を受ける際に納付しなければならない。

別表（第2条関係）

別表（第2条関係）

名称	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略
教育職員臨時免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	1件につき1,700円
教育職員普通免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づき新教育領域の追加の定め（普通免許状に係るものに限る。）	1件につき3,300円
教育職員臨時免許状新教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づき新教育領域の追加の定め（臨時免許状に係るものに限る。）	1件につき1,700円
教育職員免許状書換え手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	1件につき870円
略	略	略

名称	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略
教育職員臨時免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	1件につき1,700円
教育職員免許状書換え手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	1件につき870円
略	略	略



○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（手数料）

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

第二章 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

(教育職員免許法の一部改正)

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)の規定により授与されている次の表の上欄に掲げる免許状(以下この項及び附則第七條において「旧免許状」という。)は、それぞれ同表の下欄に掲げる第二條の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新免許法」という。)の規定による免許状(以下「新免許状」という。)とみなし、当該旧免許状を有する者は、この法律の施行の日において、それぞれ当該新免許状の授与を受けたものとみなす。

附則

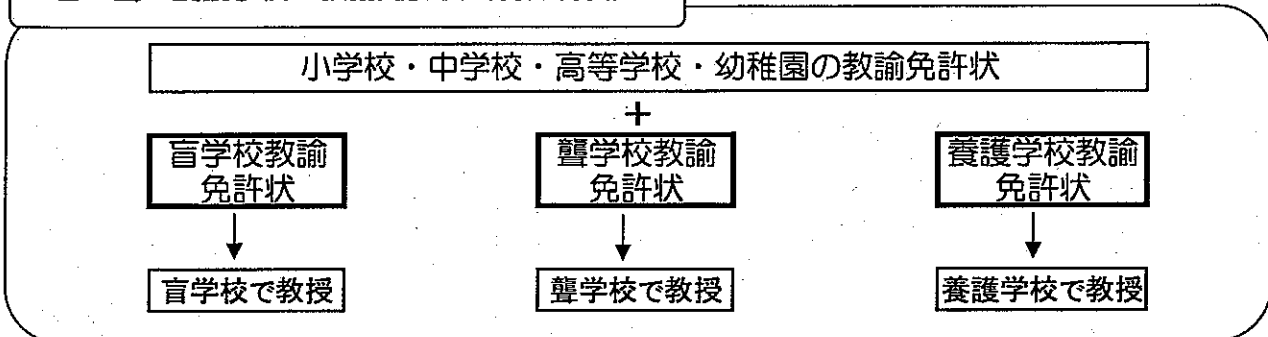
施行期日  
第一條 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

- (免許状の授与の手續等)
- 第五條の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。
- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目(次項において「特別支援教育科目」という。)の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域(以下「新教育領域」という。)に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出した場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項の規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

旧免許状	新免許状
盲学校教諭専修免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
盲学校教諭一種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
盲学校教諭二種免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
盲学校助教諭臨時免許状	視覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
聾学校教諭専修免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
聾学校教諭一種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
聾学校教諭二種免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
聾学校助教諭臨時免許状	聴覚障害者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状
養護学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者(身体虚弱者を含む。以下この表において同じ。)に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭専修免許状
養護学校教諭一種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状
養護学校教諭二種免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状
養護学校助教諭臨時免許状	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定めた特別支援学校助教諭臨時免許状

## 特別支援学校の制度化による教諭免許制度について

### 盲・聾・養護学校の教諭免許状（現行制度）



### 「特別支援学校」の制度化

### 特別支援学校の教諭免許状（平成19年4月1日施行）

- ・ 学校制度の一本化に合わせ、免許状も一本化。
- ・ 特定障害についての専門性の確保の観点から、修得した単位数等に応じて、教授可能な教育の領域の一又は二以上を定めて免許状を授与。
- ・ 旧法で盲・聾・養護学校の教諭免許状を有する者は経過措置により、特別支援学校教諭免許状を有するとみなされる。

小学校・中学校・高等学校・幼稚園の教諭免許状

+

### 特別支援学校教諭免許状

視覚障害者に関する教育の領域	聴覚障害者に関する教育の領域	知的障害者に関する教育の領域	肢体不自由者に関する教育の領域	病弱者に関する教育の領域
----------------	----------------	----------------	-----------------	--------------

- ・ 特別支援学校において免許状に定められた教育の領域について教授が可能。
- ・ 免許授与後、認定講習などにおける単位修得の状況に応じて教育の領域の追加も可能。

九州各県との比較

(単位：円)

手数料名	九州各県の状況							九州平均	
	沖縄県	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎		鹿児島
教育職員普通免許状授与手数料	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300
教育職員特別免許状授与手数料	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300
教育職員臨時免許状授与手数料	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700
教育職員免許状書換え手数料	870	870	870	870	870	870	870	870	870
教育職員免許状再交付手数料	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
教育職員検定手数料	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700
教育職員普通免許状新領域追加手数料	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300	3300
教育職員臨時免許状新領域追加手数料	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700	1700
手 数 料 の 区 分									

沖縄県教育委員会関係手数料条例 別表の改正箇所

名称	手数料を徴収する事務	金額
教育職員普通免許状授与手数料	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項又は第16条の2第1項の規定に基づく普通免許状の授与	1件につき 3,300円
教育職員特別免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	1件につき 3,300円
教育職員臨時免許状授与手数料	教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	1件につき 1,700円
教育職員普通免許状特別支援教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状の特別支援教育領域の追加	1件につき 3,300円
教育職員臨時免許状特別支援教育領域追加手数料	教育職員免許法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状の特別支援教育領域の追加	1件につき 1,700円
教育職員免許状書換え手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の書換え	1件につき 870円
教育職員免許状再交付手数料	教育職員免許法第15条の規定に基づく免許状の再交付	1件につき 1,100円
教育職員検定料	教育職員免許法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定	1件につき 1,700円
(省略)	(省略)	(省略)